

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定障害児通所支援事業者の指定の取消し又は全部若しくは一部効力停止
根拠条例・規則等名		児童福祉法
条 項		第 2 1 条 の 5 の 2 4
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話 : 048-829-1309)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する。 ○児童福祉法施行令 (昭和 2 3 年 3 月 3 1 日政令第 7 4 号) 第 2 5 条 の 1 2 ○さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成 2 4 年さいたま市条例第 6 4 号)
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		